

条文案について、私の意見は以下のとおりです。

小島 妙子

次の事由により、その他意思に反して、性交等をした者は、強制性交等の罪として、5年以上の有期懲役に処するものとする。

- ① 暴行、脅迫、威力、威迫、瞬間的な不意打ち、又は逮捕若しくは監禁によって強制した場合
- ② 身体又は精神の障害、身体拘束、意識障害、睡眠、酩酊、薬物の影響、継続的虐待、恐怖、驚愕による脆弱な状態に乗じた場合
- ③ 教育、業務、スポーツ、医療、宗教その他の権力を有し、又は信頼を得る地位の濫用
- ④ 行為者の同一性又は行為の性的性質について欺罔され又は錯誤に陥った場合